

11 住 宅

暮らしやすい住宅づくりのために、次のような制度があります。

住宅改善費の助成（改善）

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○趣旨

家の中の段差をなくしたり、浴室やトイレを使いやすくするためなどの改善費を助成します。

○対象者

在宅で、身体障害者手帳1・2級の視覚障害または肢体不自由の方で、その世帯員全員が所得税非課税の場合

○対象工事

居室、浴室、便所、玄関等の改善（新築増築は除きます。）

○申請

平面図や工事見積書などが必要です。くわしくは、着工前に窓口へお問い合わせください。

※改善後の申請は不可。

○助成額

- ・対象工事費の500,000円以下の部分は全額補助
- ・対象工事費の500,000円を超える部分は2／3補助
- ・補助限度額750,000円

ただし、介護保険や日常生活用具での住宅改修費の支給対象の方は、その対象額を控除した額になります。

生活福祉資金（増改築）

【窓口】地区民生委員、富山市社会福祉協議会 ☎422-3414
F 422-2684

64 ページの一覧表をご覧ください。

富山県住みよい家づくり 資金融資制度（改修）

【窓口】各取扱金融機関

【お問い合わせ先】

（一財）富山県建築住宅センター ☎439-0248 F 439-0256
県建築住宅課 ☎444-9661

○対象工事

県内に自ら居住するための住宅のバリアフリーリフォーム

○融資内容

- (1) 融資額 500万円以内
- (2) 融資利率1.9%（利率は全期間固定）
- (3) 償還期間15年以内
- (4) 償還方法・保証担保 お申し込みの金融機関の定めるところによります。

※子育て世帯（三世帯同居、三世代近居、多子同居）、県外からの定住世帯の場合1.6%（利子補給有）でリフォームのほか、新築・購入も対象。

公営住宅の入居

市営住宅の中には、障害者世帯向け住宅（車椅子対応などを含む）があります。